

改 正 案

現 行

（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請）

第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類

イ～ハ （略）

二 株式交換により子会社対象金融機関等（法第百十一条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げる書類

(1)・(2) （略）

三・四 （略）

五 当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社（銀行法第十六条

（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請）

第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類

イ～ハ （略）

二 株式交換により子会社対象金融機関等（法第百十一条第八項に規定する子会社対象金融機関等をいう。以下この条において同じ。）を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げる書類

(1)・(2) （略）

三・四 （略）

五 当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社（銀行法第十六条

の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

2　（略）

（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等から除かれる会社が行う業務）

第五条 法第二百十一条第九項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

（郵便貯金銀行の届出事項）

第十二条 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一　（略）

二　銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は第十六条の四第二項の規定による承認

三・四　（略）

第十三条　（略）

の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

2　（略）

（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等から除かれる会社が行う業務）

第五条 法第二百十一条第八項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

（郵便貯金銀行の届出事項）

第十二条 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一　（略）

二　銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は第十六条の三第二項の規定による承認

三・四　（略）

第十三条　（略）

2 (略)

3 第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、郵便貯金銀行若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者、その役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一 郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務（郵便貯金銀行に係る業務に限る。第三号及び第五号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他他の犯罪行為

二 (略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盜難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号及び第二十八条第三項第四号において同じ。）のうち、郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四・五 (略)

4 (略)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しく

2 (略)

3 第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、郵便貯金銀行若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者、その役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一 郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務（郵便貯金銀行に係る業務に限る。第五号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他他の犯罪行為

二 (略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盜難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。第二十八条第三項第四号において同じ。）

四・五 (略)

4 (略)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しく

はその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役職員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一 郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務（郵便保険会社に係る業務に限る。第四号及び第六号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二・三 （略）

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五・六 （略）
4
（6）

はその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行なうべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役職員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一 郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務（郵便保険会社に係る業務に限る。第六号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二・三 （略）

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失

五・六 （略）
4
（6）